毎週 月・水・金曜日発行

4 号 第



目 次

規

熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則

(環境保全課)

規

則

熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則をここに公布する。

平成十四年二月十五日

熊

熊本県知事 潮 谷 義

子

熊本県規則第四号

熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則

第一条 この規則は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法 登録等に関し、省令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 律(平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。)に基づくフロン類回収業者等の

第二条 うものとする。 法第十条の規定による第一種フロン類回収業者の登録は別記第一号様式により行

2 うものとする。 法第二十六条の規定による第二種特定製品引取業者の登録は別記第二号様式により行

3 法第三十条の規定による第二種フロン類回収業者の登録は別記第三号様式により行う

ものとする。

(第一種フロン類回収業者登録簿閲覧所等)

閲覧所(以下「閲覧所」という。)を環境生活部環境保全課内に置く。 法第十四条の規定により一般の閲覧に供するため、第一種フロン類回収業者登録簿 前条第一項の規定による第一種フロン類回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)

(閲覧時間)

第四条 登録簿の閲覧時間は、 く。) とする。 午前九時から午後五時まで (正午から午後一時までを除

(閲覧所の定期休日)

第五条 閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例 (平成元年熊本県条例第十号)

第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示す 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時

(持出禁止)

るものとする。

第七条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない

第八条 知事は、次のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。 (閲覧の停止等)

この規則又は係員の指示に従わない者

登録簿を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出)

第九条 法第十五条第一項に規定する廃業等の届出は別記第四号様式により行うものとす

(準用)

第十条 第三条から前条までの規定は法第二十五条に規定する第二種特定製品引取業者並 びに、法第二十九条及び第三十二条に規定する第二種フロン類回収業者について準用す

(身分証明書)

第十一条 法第七十一条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記第五号様式によるもの とする。

第一種フロン類回収業者登録簿

以上の第一種特定製品									
 7心類の充填量が50kg									
7四類の充填量が50kg 未満の冷凍・冷蔵機器							47.0		
 フェン類の充填量が50kg 未満のエフコンデイショナー									
7ロン類の充填量が50kg 以上の第一種特定製品									
7型類の充填量が50kg 未満の冷凍・冷蔵機器									
フロン類の充填量が50kg 未満のエフコンデイショト				-					
7㎡類の充填量が50kg 以上の第一種特定製品					·				
フロン類の充填量が50kg 未満の冷凍・冷蔵機器									
フロン類の充填量が50kg 未満のエアコンデイショナー									
フロン類の充填量が50kg 以上の第一種特定製品									
702類の充填量が50kg 未満の冷凍・冷蔵機器					,				
フロン類の充填量が50kg 未満のエアコンデイショト									
フロン類の充填量が50kg 以上の第一種特定製品									
フロン類の充填量が50kg 未満の冷凍・冷蔵機器									
フロン類の充填量が50kg 未満のエブコンディショナー									
回収の対象とする第一 種特定製品の種類	事業所の所在地	事業所名称	代表者の氏名	中	氏名又は名称	有効期限満了日	最新登録更新年月日	初回登録年月日	登録番号